

## 新規事業助成制度施行規則

### 第一条（目的）

この新規事業助成制度施行規則は、全塾協議会の自治会費交付金の分配後に発生する余剰金の柔軟な運用により、全塾協議会の活動の更なる発展を実現することを目的とする。

### 第二条（定義）

この規則における新規事業助成制度とは、全塾協議会が、それを構成する塾生代表、所属団体及び事務局により提案された全塾生の福利厚生の上を目的とする新規事業を審査し、それが全塾協議会の決議によって承認された場合には、当該事業に対して助成金を交付する制度のことをいう。

### 第三条（対象）

この規則に定める助成金を申請しようとする団体は、

申請を行う時点で全塾協議会に加盟していなければならない。

### 第四条（申請書類）

助成金の交付を申請する団体は、左に掲げる書類に予め必要事項を記入し、全塾協議会事務局企画部（以下企画部）に提出しなければならない。

（1）新規事業助成金申請書

（2）新規事業企画書

（3）新規事業予算案

（4）誓約書

### 第五条（その他の書類）

助成金の交付を申請する団体は、前条に定める外に当該事業に関するその他の文書又は図画を必要書類に添付することができる。

### 第六条（助成金の交付）

助成金の交付申請が全塾協議会の決議により決定された場合、当該事業に対す

る助成金の交付は十四日以内に申請を行った団体に対して手渡し又は銀行振込によって行われる。

### 第七条（報告）

助成金の交付を受けた団体は、事業が終了した月の翌月の全塾協議会において、当該事業の実施報告を行わなければならない。

### 第八条（報告に必要な書類）

前条の規定により、全塾協議会に報告を行う団体は、その全塾協議会の開催される七日前までに、左に掲げる書類を企画部に提出しなければならない。

（1）新規事業実施報告書

（2）新規事業決算報告書

（3）支出された助成金の使途を証明する証憑類

### 第九条（助成金の運用）

助成金は、予め全塾協議会に申請した用途以外でこれを使用してはならない。

### 第十条（事業内容の変更）

助成金交付の決定を受けた団体は、当該事業の内容を変更してはならない。ただし、事前に全塾協議会の承認を受けた場合はこの限りではない。

### 第十一条（助成金の返納）

①新規事業実施の結果、助成金の余剰が発生した場合、これを速やかに全塾協議会に返納しなくてはならない。

②第四条四号の誓約書に定められた規定に反した場合、助成金の交付を受けた団体は遅滞なく全塾協議会に助成金を返納しなくてはならない。

### 附則

### 第十二条（改廃）

この規則の改廃は、全塾協議会の決議による。

**第十三条（施行）**

この規則は、塾生代表が  
成立した日から施行する。